

海老名市高齢者等移動支援事業 補助金について

海老名市では、地域において外出困難を抱える高齢者や障がい者等へ安定した福祉移動サービス事業の提供を支援するため、市内で福祉有償運送や住民参加型移動支援事業を行う団体に対し、補助を行っています。

福祉有償運送事業

対象団体

- ・道路運送法の登録を得て市内で福祉有償運送事業を行う団体
 - ・当該事業を行う予定の団体※
- ※今後事業を行うために準備をしている団体については、法人格が必要です（登記事項証明書の写しを添付してください。）。

住民参加型 移動支援事業

対象団体

- ・団体の構成員に市内在住者が3名以上いる住民参加型移動支援事業を行う団体※
 - ・当該事業を行う予定の団体
- ※ただし、以下の団体に限ります。
- ・自治会又は地区社会福祉協議会
 - ・特定非営利法人、社会福祉法人等の営利を目的とせずに行う法人

補助対象経費

1 団体50万円を上限として、下表の費用を助成します。

事業費		補助基準額等
保険料	ボランティア保険料、車両保険料等	団体が事業のために加入する保険に限る。
燃料費	車両運行に要するガソリン代等	事業の実施のために要する経費に限る。
車両費	車両の購入費又はリース料、点検整備費、駐車場使用料等	団体が、事業のために所有又は賃借する車両に係る経費に限る。
謝礼金	コーディネーター、ボランティアへの謝礼金	1人当たり1日1,000円を上限とする。
健康管理費	脳ドックの受検料	送迎を行う者1人当たり1回まで（5,000円を上限）。
事務費		
通信費、印刷費、広報費、消耗品費、備品費等		事業の実施のために要する経費に限る。

※ただし、50万円の範囲内であっても、寄附金やその他の収入を除いた額を上限とします。

手続の流れ

申請・交付決定

以下の書類を添付して、市に申請書を提出します。
・事業計画書 ・収支予算書 ・団体の規約、会則、定款等 ・団体の役員名簿



請求・支払

請求書提出から30日以内に市から補助金を交付します。（概算払）



実績報告・精算

事業年度終了後、市に実績報告を提出し、補助金を精算します。

申請にあたっての注意事項

1. 団体で事業を複数実施している場合、移動支援に関する費用のみが補助の対象となります。
収支予算書等に他の事業の費用が記載されている場合、内訳の確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。
2. 実績報告額が既に交付している補助金額未満であった場合、過払相当額を市が定める期日までに返金していただくことになりますので、ご注意ください。
3. 介護保険サービスや障害福祉サービス等の一環として行っている移動支援事業は、この補助金の対象にはなりません。

書類の提出先・お問い合わせ先は、
以下のとおりです。

海老名市役所 福祉政策課
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1
☎046-235-4820（直通）

申請書類や記載例は
市ホームページから
ダウンロードできます。

